

令和元年8月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和元年第8回）議事録

1. 開催日時 令和元年8月19日（月曜日）午後3時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

2番 熊谷正博	14番 小野真一
4番 眞坂平通	15番 小松幸夫
5番 富樫公一	16番 大場弥吉
6番 石井勲	17番 佐藤喜勝
7番 庄司和夫	18番 岡部五一郎
8番 佐藤崇	19番 古関幸子
9番 畑山留美子	20番 佐々木純一
10番 佐々木亨	21番 齋藤誠
11番 佐藤俊和	23番 佐藤和子
12番 大瀧浪雄	24番 佐藤系悦
13番 佐藤秀孝	

4. 欠席した委員（2名）

3番 遠藤幸男
22番 佐々木知榮

5. 議事日程第1号 令和元年8月19日 午後3時

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第71号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件

第6. 議案第72号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第7. 議案第73号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第74号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第9. 議案第75号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件

第10. 議案第76号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う貸借権設定の件

第11. 議案第77号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第12. 議案第78号 由利本荘市農業委員会農地利用調整取扱要領の制定について

第13. 議案第79号 由利本荘市農業委員会農地利用調整の取扱に関する内規の制定について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀、	次長	柳田保、
主席主査	佐々木淳、	主査	釜台勇樹、
主任	佐々木智慧、	主事(矢島庶務班)	村上崇敬、
主任(岩城庶務班)	佐賀歩、	主査(由利庶務班)	加川長太、
主事(大内庶務班)	池田卓也、	主事(東由利庶務班)	高橋直希、
主事(西目庶務班)	高橋菜摘、	主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規

8. 総会議長
佐藤系悦

9. 議事録署名委員
5番 富樫公一
6番 石井勲

10. 会議の概要

○議長

これより、令和元年8月2日公示招集されました、令和元年第8回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中21名であります。

3番・遠藤幸男委員、22番・佐々木知榮委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、議案第71号から議案第79号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、5番・富樫公一委員、6番・石井勲委員の兩名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する)

○議長

日程第5、議案第71号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島・大内）

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経

営移譲の再設定である旨述べ説明する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第71号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第71号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第71号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第72号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・由利・大内・東由利・西目）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は贈与又は経営規模の拡大又は譲受人の要望又は譲渡人の要望である旨述べ説明し、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第72号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第72号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第72号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第73号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利・大内）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は5年又は10年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしくお願ひいたします。

○議長

議案第73号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第73号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第74号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第74号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第74号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第75号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題としますが、本議案につきましては、10番・佐々木亨委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席させていただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第75号につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第75号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第75号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第10、議案第76号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

14ページをご覧ください。申請地は由利本荘市立西目小学校から北西へ約300mに位置します。農地区分は、300m以内に学校、50m以内に借受人が経営している医療機関があり、さらに申請地の縁辺に水道管及び下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は医師で医院を営んでおります。現在の医院の駐車スペースが手狭となり、新たな駐車場を造成するため近接する申請地を適地として選定しました。資金計画については全額借入資金です。これは融資予定証明書で確認しました。他法令の許認可見込みですが、車両進入に伴い側溝蓋を設置するため、道路法24条に関する承認を書面で確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第76号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番（齋藤誠委員）

去る8月9日午前8時30分より、私と三浦善信推進委員、庶務班の高橋主事の3人で現地調査を行ってきました。

15ページの配置図をご覧ください。申請地は宅地で囲まれ、東側にのみ市道がありました。被害防除計画では、申請地北側の一部はL型擁壁を設置し、南側及び西側の一部にはブロックを積むことで隣接地への土砂流出を防ぎます。汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下により、東側道路側溝へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第76号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第76号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第76号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第76号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第77号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

16ページをご覧ください。申請地は子吉公民館の東側に位置しておりますが、現況は全域が傾斜地となっており、雑草や雑木が生い茂り原野となっております。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第77号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、5番・富樫公一委員。

○5番（富樫公一委員）

去る8月9日午前9時より、私と角谷長栄推進委員、事務局の佐々木主席主査、釜台主査の4人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、現地は法面となっており、雑草や雑木が生い茂り原野化しております。

このため農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第77号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

17ページをご覧ください。申請地は山間部に隣接する農地で、およそ6年前から耕作しておらず、雑木が生え現在は原野となっています。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第77号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、9番・畑山留美子委員。

○9番（畑山留美子委員）

去る8月7日午前9時より、私と佐藤榮一推進委員、事務局の村上主事の3人で現地調査を行ってきました。

17ページの配置図をご覧ください。事務局から説明のあったとおり、現地は長期にわたり耕作されておらず、雑木が繁茂していることを確認してきました。

このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第77号3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（鳥海）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

18ページをご覧ください。申請地は長期間耕作されておらず、現在は雑草や雑木、葎等が繁茂し原野化しております。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第77号3番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番・佐藤崇委員。

○8番（佐藤崇委員）

去る8月8日午後4時30分より、私と三船勘一推進委員、庶務班の櫻井主任の3人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、現地は長期間にわたり耕作されておらず、雑木や葎等が繁茂していることを確認してきました。

このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第77号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【18番手を挙げる】

○議長

18番・岡部五一郎委員。

○18番（岡部五一郎委員）

農地から除外する場合には土地改良区の見解が必要になるとは思いますが、その点はどのような状況でしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

非農地申請・農地転用申請を行う際に、土地改良区の区域内の農地である場合には、すべて当該土地改良区からの見解書を添付することにしており、農地外とすることに差し支えない旨の見解をいただいたうえで申請を受理しています。今回お諮りしてした3件につきましてはすべてが土地改良区の区域外の農地ですので見解書はいただいています。

○議長

18番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第77号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第77号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第78号「由利本荘市農業委員会農地利用調整取扱要領の制定について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

10ページをご覧ください。

第1では、この規則の趣旨を定めています。第2では、農地の利用調整を申請する出し手から農地貸付け等登録申請書を提出させ、その情報を整理・公表して、受け手を募集することとしています。ただし、現に肥培管理されず、直ちに耕作を開始できない農地は登録することができないことにしています。

第3では、受け手から農地等借受け登録申請書を提出させることとし、第4では、農業委員会は原則として毎月、利用調整会議を開催することとしています。

第5では、利用調整会議は農業委員と農地利用最適化推進委員の合議により、最も適格な受け手を選び、併せて、受け手の掘り起こし等についても協議することとしています。

第6では、利用調整を行った場合には、具体的な権利移動の協議をしていただくよう、出し手と受け手に促すことにし、第7では、利用調整結果を利用調整台帳に記録することとしています。

第8では、受け手が作付計画どおりに利用していない場合は、改善を求めることができると定めています。

本総会で決定された場合には本日付けで公布する予定です。議案第78号の説明は以上です。

○議長

議案第78号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第78号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第79号「由利本荘市農業委員会農地利用調整の取扱に関する内規の制定について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

13ページをご覧ください。

議案第78号で承認いただいた農地の利用調整にあたっては、この内規に基づいて利用調整を行うと定めています。

第1では、認定農業者又は認定新規就農者に対して、優先して利用調整するとし、第2では、第1に該当する受け手が2人以上いる場合、又は、応募した受け手の全員が第1に該当しない場合の利用調整について定めており、①では、最も効率的に利用できると認められる者に、②では、農地の集団化に最も資すると認められる者に、③では、担い手の育成・確保のために最も適当と認められる者に、優先的に利用調整すると定め、これら①から③までの事項を総合的に勘案して利用調整を行うこととしています。

第3では、出し手・受け手の双方が同意した場合は、農地中間管理事業を活用して利用調整を行うとしています。

議案第79号の説明は以上です。

○議長

議案第79号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第79号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時50分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 富 樫 公 一

議事録署名委員 石 井 勲